



# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## 改正高年法施行後も継続雇用しなくてよい労働者とは？

### ◆来年 4 月 1 日に改正法が施行

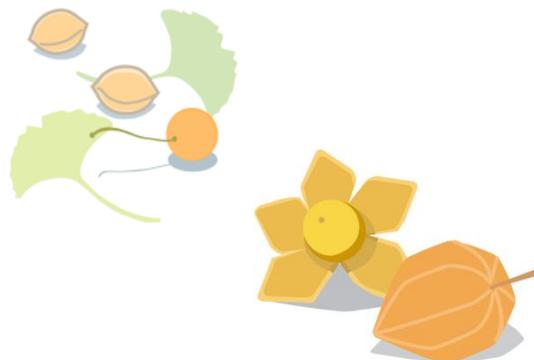
8 月 29 日に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（改正高年齢者雇用安定法）が成立し、来年 4 月 1 日から施行されます。

改正の大きな柱は、「継続雇用制度の対象者を限定できる仕組み」の廃止、つまり、原則として「希望者全員を継続雇用制度の対象者とする」との義務付けです。

### ◆「例外」の内容（案）

しかし、上記の「原則」には「例外」が認められることとなっており、その「例外」の案が、厚生労働省から示されました。その内容は次の通りです。

- ・「心身の故障のため業務に堪えられないと認められること」、「勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと」等、就業規則に定める解雇事由または退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- ・就業規則に定める解雇事由または退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。
- ・また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。
- ・なお、解雇事由または退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ・ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。



### ◆11 月以降に正式決定の予定

上記の案は、今年 11 月以降に正式決定される予定です。

企業としては、来年 4 月以降に定年を迎える個々の労働者について、継続雇用（再雇用）の対象とするのかしないのか、継続雇用（再雇用）する場合の処遇（賃金等）をどのようにするのか等について、あらかじめ検討しておかなければなりません。

## 新入社員が「働きたい職場」

### 「重視する人間関係」「感じる厳しさ」

### ◆「働きたい職場」とは？

株式会社リクルートマネジメントソリューションズが実施した「2012 年新入社員意識調査」（今年 3～4 月に実施。696 名が回答）の結果によると、「自分が働きたい職場の特徴」の上位 5 つは、次の通りとなったそうです。

貴社では、上位 5 つのうちいくつ当てはまりますか？

- (1) お互いに助け合う職場 (49%)
- (2) アットホームな職場 (44%)
- (3) 遠慮をせずに意見を言い合える職場 (42%)

- (4) 活気がある職場 (41%)
- (5) 皆が1つの目標を共有している職場 (35%)

◆「上司・先輩」よりも「同期」を重視！

レジェンダ・コーポレーション株式会社が実施した「新社会人の意識／実態調査」(484名が回答)では、「会社の中で上司・先輩・同期のどの関係を重視したいか」を尋ねたところ、「同期」が49.4%、「先輩」が32.9%、「上司」が17.8%との結果となり、上司や先輩との関係よりも、同期との関係を重視する人が多いことがわかりました。

この調査は今年の4月に実施されたものですが、時間が経過し、仕事を覚え始めるにつれ、このような考え方が変わってくる(上司や先輩を重視するようになる)のかもしれませんが。

◆新入社員の7割近くが「社会人は厳しい！」

また、株式会社マイナビからは、今年4月入社の新入社員を対象に実施した「2012年マイナビ新入社員意識調査 ～3カ月後の現状～」(7月に実施。788名が回答)の結果が発表されています。

この調査は、新入社員に「仕事環境」「キャリア」「自分の将来」「能力向上」などについてアンケートを行ったものですが、「社会人になってどう感じたか」を尋ねたところ、「厳しかった」と答えた割合は68.2%(想像していたよりも厳しかった25.4%、想像していた通り厳しかった42.8%)、「厳しくなかった」と答えた割合は30.7%(想像していたよりも厳しくなかった29.4%、想像していた通り厳しくなかった1.3%)でした。

多くの新入社員が、様々な厳しい場面に直面しているようです。

11月の税務と労務の手続  
[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安

定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

平成24年10月より、地域別最低賃金額が発効されました。原則としてすべての労働者とその使用者に適用されますが、賃金は最低賃金額以上になっていますか？

ちなみに主な地域別最低賃金額及び発効年月日は以下の通りとなります。

- ◇栃木県 705円 平成24年10月 1日
- ◇群馬県 696円 平成24年10月 10日
- ◇東京都 850円 平成24年10月 1日

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。

また、最低賃金には、「地域別最低賃金」の他に「特定(産業別)最低賃金」がありますので注意が必要です。